

## 四国中央市議会基本条例の逐条解説

### 目次

#### 前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則等（第2条―第5条）

第3章 市民と議会との関係（第6条・第7条）

第4章 市長等と議会との関係（第8条―第10条）

第5章 委員会の活動（第11条）

第6章 政務活動費（第12条）

第7章 議会の機能強化（第13条―第17条）

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬（第18条―第20条）

第9章 災害時の対応（第21条）

第10章 最高規範性及び見直し手続（第22条・第23条）

#### 附則

### 前文

四国中央市議会は、二代表制の下、市民の直接選挙で選ばれた議員により構成される地方公共団体の議事機関として、市民の意思を把握し、実現するために責任ある役割を担っている。

地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限や責任の範囲が拡大しており、議会の使命を達成するためには、市民の多様な意見を反映させ議論する合議制の機関であることを常に自覚し、市民にわかりやすい開かれた信頼される議会を目指していかなければならない。

私たち議会は、議会及び議員に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、市民主権による自治の推進に向け、全力で市民の負託に答えていくことを宣言し、ここに議会の最高規範として、この条例を制定する。

#### 〔前文の解説〕

四国中央市議会基本条例を制定するに当たり、条例制定の背景や、その前提となる想いを表明すべく、記載したものです。

ここでは、行政の長である市長と、議決機関である議会がいずれも直接選挙で選ばれる「二代表制」の下、議会は自らが果たすべき役割や責任を認識し、市民生活の向上のため全力で取り組んでいく決意を示し、議会における最高規範として本条例を制定すると明記しています。

#### 【用語説明】

二代表制：住民が直接選挙で地方公共団体の長（市長）と議会の議員を別々に選ぶ制度のことです。

合議制：複数の人によって構成される協議のことで、話し合いによって物事を決定することをいいます。

最高規範：法秩序を段階的に捉えて、最上位に位置する規範内容のことです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の活動についての基本的事項を明確にすることにより、市民の負託に応える議会を実現し、もって市政の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

#### [第1条の解説]

本条では、この条例の制定目的について定めています。本来あるべき議会活動を行うことにより、議会が市民の負託に応えることで、市政の発展と市民生活の向上に繋げることを目的としています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則等

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則により活動しなければならない。

- (1) 市政運営を監視し、評価すること。
- (2) 市民が参加しやすい市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (4) 公正性及び透明性を確保し、市民にわかりやすい議会運営を行うこと。
- (5) 政策提言及び政策立案を積極的に行うこと。

#### [第2条の解説]

本条では、議会は、市民主権による活動を行うものとし、その責務を果たすため必要な原則を定めています。なお、市民の多様な意見を市政に反映させるためタウンコメントを実施しています。

#### 【用語説明】

タウンコメント：市が重要な施策等に関する計画や条例などを決定する際に、市民に素案の段階で公表することによって広く意見等を提出する機会を設け、その提出された意見等を考慮して最終的な意思表示を行い、提出された意見と市の考え方を公表する一連のことをいいます。一般的にはパブリックコメント制度と呼ばれています。

#### 【参考】

○四国中央市自治基本条例、行政手続法（市民意見提出制度）

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則により活動しなければならない。

- (1) 市民の代表者としての自覚を持ち、市民全体の生活の向上を目指して活動を行うこと。
- (2) 議会が言論の場及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。
- (3) 市政全般の課題及び市民の意見、要望等を把握し、自らの資質を高める不断の研さんに努め、市民の負託に応えるものとする。

#### [第3条の解説]

本条では、議員は、市民の代表者として市政発展のため、積極的に議員活動をしていくための必要となる原則を定めています。

#### 【参考】

○四国中央市議会議員政治倫理条例、四国中央市自治基本条例

(会派)

第4条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、議員活動を支援するとともに、政策提言及び政策立案のために調査研究を行うものとする。

〔第4条の解説〕

本条では、会派について、議会活動の円滑な活動を行うため、活動内容を定めています。会派は、調査研究、要望・陳情、政策立案等を行うほか、必要に応じて会派での意見集約や他会派との調整を行うこととしています。

【用語説明】

会派：議会内で活動を共にしようとする議員のグループのことを言います。四国中央市議会は3人以上から会派を結成することができます。

【参考】

○四国中央市議会会派代表者会議規程

(議長及び副議長の選出)

第5条 議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、当該選出の過程を市民に明らかにするため、志願する者に対し所信を表明する機会を設けるものとする。

〔第5条の解説〕

本条では、議長及び副議長の選出に当たっては、選出の過程を明らかにし、選挙に先立って所信を表明する機会を設けることを定めています。詳細な手続きについては、「四国中央市議会正副議長選挙に係る所信表明実施規程」に定めています。

【参考】

○地方自治法

第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

第118条 法律又はこれに基づく政令により普通地方公共団体の議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第4項、第47条、第48条、第68条第1項並びに普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第95条の規定を準用する。その投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定する。

○四国中央市議会正副議長選挙に係る所信表明実施規程

### 第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を公開し、その透明性を確保しなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）を原則公開しなければならない。

3 議会は、政策的意見又は専門的知見を審査等に反映させるため、公聴会及び参考人の制度を活用するよう努めるものとする。

4 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願及び陳情の提案者の説明等を聴く機会を設けるものとする。

5 議会は、市民への報告及び意見交換の場として、議会報告会等を開催するものとする。

〔第6条の解説〕

本条第1項では、議会は、市民の意見を的確に把握する開かれた議会を実現するため、インターネットやCATVを用いて活動の情報公開と透明性を高めることについて定めています。

第2項では、議会は、議会活動の透明性を確保し、市民の皆さんとの情報共有を図るため、本会議、委員会の原則公開について定めています。

第3項では、議会は、法律の制度を活用し、市民の専門的知見等を議会に反映させるため、公聴会及び参考人制度の活用を努めることを定めています。

第4項では、議会は、請願、陳情審査に当たって、趣旨を理解するため、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることを定めています。

第5項では、議会は、市民への報告と意見交換を行う場として、議会報告会等の開催について定めています。議会報告会については、「四国中央市議会報告会運営マニュアル」に定めています。

【用語説明】

専門的知見の活用：議案の審査及び地方公共団体の事務の調査に関し、学識経験者等に専門的事項に係る調査を求め、議会が活用することのできることです。

公聴会：国または地方公共団体など公の機関が、一定の事項について判断、又は決定する場合に、利害関係者、学識経験者などから意見を聴く制度です。

参考人：議会が本会議又は委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときに出席を求め、これに応じて本会議又は委員会で意見を述べる者のことです。

請願・陳情：国民に認められた憲法上の権利の一つで、国または地方公共団体の機関に対して意見や希望を述べることです。地方議会に対する請願は、地方自治法及び各議会の会議規則に規定がされており、提出には紹介議員を必要とします。陳情は、請願と同じような性格を持ったもので、様式も請願書に準じるものですが、紹介議員を必要としないという違いがあり、各議会において取り扱いが異なる場合があります。

【参考】

○地方自治法

第100条の2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる

第109条第5項 第115条の2の規定は、委員会について準用する。

第115条の2 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

第2項 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第124条 普通地方公共団体の議会に請願しようとするものは、議員の紹介により請願

書を提出しなければならない。

○四国中央市議会会議規則、四国中央市議会報告会運営マニュアル

(議会広報の充実)

第7条 議会は、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について、市民への情報の提供に努めなければならない。

2 議会は、多様な広報手段を活用し、市民が議会及び市政への関心を高めるための広報活動に努めなければならない。

〔第7条の解説〕

本条では、議会は、市民の意思を議会活動に反映し、市民生活の向上を図るため、議場や委員会室での傍聴だけでなく、本会議のインターネット中継や議会だより、ホームページなど多様な媒体を利用し、議会自らも報告会、講演会等を積極的に企画し、市民がより身近に関心ある議会を目指して活動するものと定めています。

【参考】

○四国中央市議会だより発行要綱

第4章 市長等と議会との関係

(市長等との関係)

第8条 議会及び議員は、二元代表制に係る市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、事務執行の監視及び評価に努めるものとする。

〔第8条の解説〕

本条では、議会審議における議員と市長等執行機関との緊張感の保持について定めており、議員は本会議において市政における論点及び争点を明確にして、一問一答方式で行うことができます。また、当該議員又は委員の質問及び質疑に対し、議長又は委員長の許可を得て反問することができます。

【用語説明】

権能：ある事柄について権利を主張し、行使できる能力のことです。

一問一答方式：質問者が一問ずつ区切って質問し、それに答弁者が答える進行形式です。

反問権：質問者に対して問い返すことができる権利のことです。四国中央市においては本会議及び委員会において反問することができます。

【参考】

○四国中央市議会会議規則

(政策等形成過程の説明)

第9条 議会は、市長が提案する政策等について、次に掲げる事項の説明に努めるよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 市民参加の実施の有無及びその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 財源措置
- (6) 将来にわたる効果及び費用

(7) 関係法令及び条例等

- 2 議会は、政策等の提案を審議するに当たっては、市長に対し政策等ごとの分かりやすい説明資料の作成を求めるものとする。

〔第9条の解説〕

本条第1項では、議会は、政策水準を高める議論を行うため、7項目の情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。

第2項では、議会は、市長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、審議を深めやすく分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めています。

【参考】

○地方自治法

第122条 普通地方公共団体の長は、議会に、第211条第2項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。

(議決事件の拡大)

- 第10条 議会は、市政の重要な計画及び政策について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。

- 2 前項の議決すべき事件については、別に条例で定める。

〔第10条の解説〕

本条では、地方自治法第96条第1項では、地方議会の議決すべき事項として15項目が列挙されていますが、議会が関与する役割を強めて積極的に議決事項を拡大するよう努めることにしました。議決すべき事件の詳細な項目については、市条例「地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例」に定めています。

【参考】

○地方自治法

第96条第2項 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする）が適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第5章 委員会の活動

(委員会の運営)

- 第11条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について、委員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。

- 2 委員会は、行政評価等及び決算審査の結果を踏まえ政策提言を行うとともに、政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。

- 3 委員会は、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を招致するものとする。

〔第11条の解説〕

本条では、委員会は、付託された議案の審査以外にも、市政について分野ごとに専門的に調査研究や政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検することとしています。委員会の活動の詳細については、「四国中央市議会常任委員会による政策評価活動

実施規程」に定めています。

**【参考】**

○地方自治法

第 109 条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

○四国中央市議会委員会条例、四国中央市議会常任委員会による政策評価活動実施規程

第 6 章 政務活動費

(政務活動費)

第 12 条 議員は、調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を有効に活用するとともに、その使途について透明性を確保するものとする。

2 前項の政務活動費については、別に条例で定める。

[第 12 条の解説]

本条では、市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付される政務活動費について、法令を遵守し、透明性の確保と市民への説明責任の観点から必要な事項を定めています。政務活動費の交付に必要な手続、使途基準、収支報告などについては、「四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例」に定めています。

**【用語説明】**

政務活動費：議員が行う調査研究その他の活動に必要な経費の一部として支給される費用です。平成 24 年（2012）の地方自治法改正により、それまでの政務調査費から名称が変更され、使途が拡大されました。

**【参考】**

○地方自治法

第 100 条第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

○四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例、四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

第 7 章 議会の機能強化

(議員研修の充実強化)

第 13 条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び政策立案の能力の向上のため、議員研修の充実に努めるものとする。

[第 13 条の解説]

本条では、議員の役割を果たすため、議員の資質及び政策形成及び政策立案等に必要能力を向上させるために議員研修を行い、報告書の作成・検討することにより、市政反映

に努めることを定めています。

(議会図書室)

第14条 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

[第14条の解説]

本条では、議会図書室について定めています。議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の充実に努めることとしています。

【参考】

○地方自治法

第100条第19項 議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前2項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

第20項 前項の図書室は、一般にこれを利用させることができる。

○四国中央市議会図書室規程

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、政策形成及び政策立案の能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局機能の充実強化に努めるものとする。

[第15条の解説]

本条では、議会が、政策提言及び政策立案等の能力向上を補助できるよう、円滑な議会運営を進めるため、議会事務局の充実強化について定めています。

【参考】

○地方自治法

第138条第2項 市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

第3項 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

○四国中央市議会事務局設置条例

(調査機関等の設置)

第16条 議会は、議会活動又は市政の課題に関する調査等のため、必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等で構成する調査機関を置くことができる。

2 議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、必要があると認めるときは、議決により、議員で構成する政策検討会を置くことができる。

[第16条の解説]

本条第1項では、議会は、市政の課題に関する調査をするに当たり、専門的かつ公正な調査を行う必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等の外部委員による調査機関を置くことができることを定めています。

第2項では、議会は、政策の検討及び提案を積極的に行う必要があると認めるときは、議決により、議員で構成する政策検討会を置くことができると定めています。政策検討会の詳細については、「四国中央市議会政策検討会規程」に定めています。

【用語説明】

調査機関：議案の審査及び市政に関する調査のために設置する機関で、学識経験者等の専門的な調査を行うことにより、議会の審議機能の向上を図ることを目的としています。

政策検討会：議員の政策提言や議会報告会等で得た市民からの意見について検討し、共通認識や合意形成を図るとともに、議会の政策立案等に繋げるために設置するものです。

【参考】

○地方自治法

第138条の4第3項 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○四国中央市議会政策検討会規程

(議会予算の確保)

第17条 議会は、議事機関としての機能を確保するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

〔第17条の解説〕

本条では、議会は、市民への説明責任や議会の使命を遂行するために、議案の審査や調査、先進事例の調査などの政務活動等、議会の審査及び政策提言等の能力向上に必要な予算の確保に努めることを定めています。

第8章 議員の政治倫理、定数及び報酬

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、市民の代表者として常に高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、議員の品位を保持し、見識を養うよう努めなければならない。

2 前項に規定する議員の政治倫理については、別に条例で定める。

〔第18条の解説〕

本条では、議員は、与えられた権限と責任を深く認識し、市民に開かれた信頼される議会を目指すために、市民全体の代表者として高い倫理観と深い見識によって行動し、倫理観の向上及び確立に努めるべきことを定めています。政治倫理の詳細については、「四国中央市議会議員政治倫理条例」に定めています。

【参考】

○四国中央市議会議員政治倫理条例

(議員定数)

第19条 議員の定数は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を類似市等と比較検討するとともに、総合的な観点から勘案したものとする。

2 議会は、議員の定数の見直しに当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮するものとする。

3 第1項の議員の定数については、別に条例で定める。

〔第19条の解説〕

本条では、議員の定数は、社会経済情勢に応じて検討することとし、見直しをするときは、市政の現状と課題、将来の予測と展望を踏まえて決定することを定めています。議員の定数の詳細については、「四国中央市議会議員定数条例」に定めています。

【参考】

○地方自治法

第 91 条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

○四国中央市議会議員定数条例

(議員報酬)

第 20 条 議員の報酬は、本市の現状、他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を十分に考慮したものとする。

2 前項の議員の報酬については、別に条例で定める。

[第 20 条の解説]

本条では、議員の報酬の改定については、第三者機関である報酬等審議会の答申を受けて市長が提案することを原則としますが、市政の現状や将来展望等を踏まえることを定めています。議員の報酬の詳細については、「四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例」に定めています。

【参考】

○地方自治法

第 203 条の 2 第 4 項 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○四国中央市特別職報酬等審議会条例、四国中央市議会議長等の議員報酬等に関する条例

## 第 9 章 災害時の対応

(災害時の対応)

第 21 条 議会は、災害等が発生した場合において、市民及び地域の状況を把握するための体制整備に努めるものとする。

2 災害等が発生した場合における議会の行動基準等に関し必要な事項は、別に定める。

[第 21 条の解説]

本条では、議会は、災害時においても議事・議決機関として行政の迅速な意思決定を損なわないよう配慮し、多様な市民ニーズの反映に資するため、議会機能を適切に維持することを定めています。本条第 1 項では、組織体制について、「四国中央市議会災害対策会議規程」に定めており、本条第 2 項では、行動基準等について、「四国中央市議会 B C P」に定めています。

【参考】

○四国中央市議会災害対策会議規程、四国中央市議会 B C P

## 第 10 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 22 条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

2 議会は、一般選挙を経た任期開始後、この条例に関する研修を行わなければならない。

[第 22 条の解説]

本条では、議会基本条例が、議会に関する他の条例、規則等の最上位に位置するものであり、他の議会に関する条例等の制定・改廃に当たっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例に定める事項との整合を図らなければならないことを定めています。

また、議会は議員にこの条例の理念を周知するため、選挙（補欠選挙を含む）を経た後、任期開始後速やかに、この条例に関する研修会を実施することを定めています。

**【参考】**

○四国中央市自治基本条例

（検証及び見直し手続）

第 23 条 議会は、この条例の施行の状況について議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

**〔第 23 条の解説〕**

本条では、議会は、この条例の施行の状況を検証することに関しては、「四国中央市議会基本条例検証実施規程」に定めています。この検証の結果に基づき、必要に応じて議会運営委員会において見直しを行うことにしています。

**【参考】**

○四国中央市議会基本条例検証実施規程

附 則

この条例は、公布の日から施行する。